

オ五九号、議案は水道の肉保で概要は先般の厚生委員会で審議され決定された。
資材等の発注については見積もりとり安いものも発注した。起債、千五百万円を得たので
更に不足分も町会計面より足して総額二千五百九十万円が拡張工事を実施する
こととなり、それ／＼の資材を購入すると共にオ二期工事をも実施してゆきたいので宣し
くお願いする。

一 議 長(田村利一) 議案オ五九号について要談の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決
定する旨を告げる。

日程オス (議案オス〇号) 福生町固定資産評価審査委員会委員改選につき同意を求
める件

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 本件は固定資産評価審査委員の改選であるがこの委員は三名よりなり
毎年一名宛改選することになっており、任期は三年である。今回は村野委員が八月
三日任期満了となったので再選をいたしたく御願する。 尚総務委員会でも
審議し、了解を得てある宜しく御審議の上決定を頂きたい。

一 議 長(田村利一) 本件につき要談の有無を問う

要談なしの声明

一 議 長(田村利一) 議案オス〇号は要談なしものと認め、全会一致原案通り決定する旨
を告げる。

日程オセ (議案オ六一号) 教育委員会委員任命について

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 本件は昨年の十月一日に教育委員会関係の法律が改正になり、五名
の教育委員ができたが法律施行後最初に任命された委員の任期がそれぞれ一年、
二年、三年、四年と定められ、おきにより原案改選氏が一年委員となり九
月三十日で任期が満了するので再選をいたしたく、総務委員会の審議を経て本日提案
したので宜しく御決定願いたい。

一 議 長(田村利一) 本件について要談の有無を問う

要談なしの声明

一 議 長(田村利一) 議案オ六一号は要談なしものと認め、全会一致原案通り決定する旨

を告げる

日程才八（議案才三ニ号）路線認定について

一 議長（田村利一）本件も上程する旨を告げる

一 書記（上野重勝） 朗 読

一 町長（秋山誠一）本件は道路法の規定するところにより新に路線の認定を願うもので

福生一ニ番地から一ニ番地先の路線は旧郡道九五号線が郵便局前の道路であり
新しく九五号線が出来たので旧九五号線は町に引継がれるものである

福生一ニ番地より一ニ番七番地先の路線は加美の才一小学校分校入口の道路である

福生九五番地先から九四七番地先の路線は本町八町内の児童遊園地前を通る道路で
口有農地であったところである 以上町道として認定願いたい

一 議長（田村利一）本件につき異議の有無を問う

一 才三番（渡井 明）町道については非常に問題が多いので認定したら道路台帳に必ず記入し
ておきたい

一 才三番（田村利一）旧九五号線は補修を要する箇所が多いようであるが移管について事

前に連絡があったのか、或は振打的な話であったか、又これは移管前に補修について取り

的に手段を講じられなかったか、

一 町長（秋山誠一）九五号線の話は新路線が改設されてから正式に話があった 旧路線が
移管になると言うことはわかっていたが郡で廃道とするための補修は実施してなかった

一 才三番（設楽美知）関連問題で永田橋の道路新設の場合には事前によく注意してやって
もらいたい

一 議長（田村利一）本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する

旨を告げる

日程才九（議案才三ニ号）福生町手数料条例一部改正について

一 議長（田村利一）本件を上程いたします

一 書記（上野重勝） 朗 読

一 町長（秋山誠一）本件は戸籍手数料令の一部改正に伴い戸籍手数料が七月に改正になり

従来三十円であったものが四十円に引上げられたので証明、住民登録の手数料も郡内同

一步調でやることとし先般の町民会において改正が決定され、当然町においてもその線に

沿って手数料条例を改正いたしたい

改正条文で才ニ系才一項は印鑑その他の証明手数料で三十円と五十円に改正する

令系オニ項は住民登録の証明手数料が三十円と四十円に、オニ系オニ項は公設図書等の謄抄本の手数料が一枚につき三十円と五十円に、令系オニ項は住民登録の謄抄本の手数料が三十円と四十円にそれぞれ、改正しようとするものである。

尚閲覧手数料については従来通り三十円である。

一 議長（田村利一）本件について異議の有無を問う。

一 オニ番（田村祐一）改正金額は郡内同じものであるか。

一 町長（秋山誠一）同一のものである。

一 議長（田村利一）議案オニ号につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程オニ（議案オニ四号）福生町都市計画審議会条例の設定について

一 議長（田村利一）本件を提案する旨を告げる。

一 書記（上野直勝）朗読

一 町長（秋山誠一）本件は都市計画審議会も設置しようとするものであるが、都市計画の関係はさうにもお話しした通り、福生瑞穂、羽村三町で進められているが、既に都市計画区域設定に關する申請書も都の審議会に提出し、今日末の都審議会において三町の都

市計画区域が決定する段階になつていゝ

これに基づいて羽村、瑞穂も計画を進めており、条例については都の都市計画課より案文も示されて決定しておくように話があつた。これにより本条例も作成し本日上程した次第である。

一 オニ番（田村祐一）都市計画を進めてゆく段階においてこの条例によると町長と会長との便宜分けをうまくやらないと非常にむづかしいことになるのではないかと

オニ系における幹事は町の職員から選ぶことになつてゐるが、この場合は会長と町長と修正した方がよいのではないかと

一 町長（秋山誠一）これは私の解釈であるが、幹事は会長が決めるのが普通であり、会長と町長が同一人である場合とどちらでも同じであるからこの場合においては会長と差支えないと思う。

一 オニ番（大久保二郎）町の職員を任命する場合に会長でなく町長とすべきもので、これは町長と修正することがよい。

又オニ系オニ項に委員の過半数で決するとしてあるが、これは町の発展と重要なことであるから全会一致とすることがせられたい。

一才三番（中西虎造）都市計画の問題は町の発展に資する重要なことであるから協議
会において審議されたい

一議 長（田村利一）三番議員の発言について如何するか

協議会で審議する旨の発言数名あり

一議 長（田村利一）本件は協議会で后刻審議することとして一時保留することとし全
会一致で后刻審議することとする

日程才十一（議案才五五号）指定寄附受領について

一議 長（田村利一）本件を上程する旨を告げる

一書記（上野重勝）朗 読

一町 長（秋山誠一）本件は松の湯通りと牛渡駅前道路の舗装工事の関係で地元から
熱心な請願があり指定寄附の申出もありたもので建設委員会が審議された
もので宜しく決議を願いたい。工事費は両方共四十万円位となる

一議 長（田村利一）建設委員長の見解を問う

一建設委員長（瀨古清芳）本件は地元の人達の強い要望によるものであり建設委員会においても慎重
に審議した結果委員各位の賛同を得たので是非取上げられるようお願いしたい

一才土番（山下幸三）指定寄附の受領については異議ないが松の湯通りという個人の家号を

冠した名称で願出ているがこれは公認されたものの否か

一町 長（秋山誠一）役場としてどうゆう名称も公認したことにはない唯地元からこのよう
な名称で書類が出たので原文の通りに提案したものである

一才工番（山下幸三）それならば「松の湯前通り」と訂正した方がよいと考える

一才四番（瀨古清芳）都道については才何号線としようになっているが町道にはそれがつ
いていないから部落とか署名なものの名称をつけている向がある。十一番議員の必
言の通り、松の湯前通りでも結構である

一議 長（田村利一）松の湯前通りと訂正するか

一才十番（森田幸也）決定してしまえば同じことである

一才九番（石川信義）この通りの誇りとして考えられる名称をつけたのであると思うので
地元側の意を尊重する意味で私は反対である

一才五番（田村祐一）地元においてそのような名称をつけてきたもので試会が訂正すべき
筋合のものではない。今後受理するときにおいて気をつけるよう望む

一議 長（田村利一）この儘で異議ないか

16 一オエ畝（山下幸三）先程四番議員の発言のように都道においては何子線と云う名称をつけよう町道も何子線と云うように決められたら都市計画と非常にいいのではなかと思う

一 議 長（田村利一）議案オエ五号について原案通りか
異議なしの声多し

一 議 長（田村利一）議案オエ五号については異議ないのと認め原案通り決定する旨を告げる

日程オエ二（議案オエ五号）口庫補助並に都賞補助事業の実施について

一 議 長（田村利一）本件を工程する旨を告げる

一 書記（上野重勝） 朗 読

一 町 長（秋山誠一）本件は口庫並に都賞の補助事業であつてそれ／＼施行したいと考えるので決定を裁きたい

その一については三河都市計画一三三街路の橋梁築造工事であつて延長一四八二米巾員十五米工費は八百十五万円で施行する。工費の内訳は口庫補助金が三百八十万円都賞補助金が七十五万円の負担金は百八十四万と云う結果になつてゐる

五号線と云うのは青梅街道のことと延長二百五十三米の補修工事である最初は何子町内の方から施工する予定であつたが道中が狭いので拡中としなければならなく予算や期間の問題も生じ困難が予測されるので五町内より砂利線と臨切の所まで行う予定である

至費は約五十五万円内訳は都賞補助金が十五万円町の負担は四十万円となつてゐる。その三工事はその三工事の側溝であります。片側はし型側溝で工費は四十万円となる。内訳は都賞補助金十五万円町の負担は二十五万円となる

以上説明をした通りであるが宜しく決裁されるようお願いする

一オエ畝（森田茂一）工事に着手するのは何時か

一 町 長（秋山誠一）口及び都よりそれ／＼許可のあり次第入札を実施してゆきたい

一オエ畝（渡井明）地えから協力を得なくても今面は工事が施行出来ることとはまだいいことである

一 町 長（秋山誠一）申述べたが地えにおいては協力会をつくり工事の竣工に努力してどうよう準備が進められてゐる。相当額の金附金があると思う

17 一オエ畝（米泉 薫）五号線の工事についてはオエ町会が中心となり町長の説明の通り

協力会とフクリ準備をしている。一銭の金も持っていないでは困ると思うので
私が一生懸命努力をしております。昨日既に十三万三千三百円の準備ができた。後
二万三千三百円のうちにはトータルも出て参ります。

一才二番(渡井 明)私の発言は、議案の内容が地方自治法の本旨に沿っているなら、まづし
いと思ふのである。

一才三番(森田 忠一)町の道路がよくなると云うことは非常に結構なことであるが、熊川地
区の道路も歩いてみて感ずることは、天気と云わず雨と云わず非常に悪いと云うこ
とだ。実地に歩いてみて悪いところから先に補修するようにお願いする。

一議長(田村利一)議案オスエ予に付き、異議ないか。
異議なしの声多し。

一議長(田村利一)議案オスエ予は異議ないものと認め原案通り決定する旨を告げ
る。

一議長(田村利一)休憩を告げる。
休憩 三時より三時二十分まで

一議長(田村利一)再開する旨を告げる。

日程オスエ (議案オスエ七号)昭和三十三年度福生町歳入歳出追加更正予算

一議長(田村利一)本件を上程する旨を告げる。

一才五番(高橋彦市)朗読を省略して要旨の説明を願いたい。

一議長(田村利一)才五番、議員の発言は如何するか。

賛成の声多し。

一議長(田村利一)朗読を省略する。

一町長(秋山 誠一)本件は才五番の追加更正予算である。内容は大部分が補助関係の仕事
もやるもので時期を失すると工事の遅れるので本日追加予算として上程した。

歳入に於いて固定資産税が百二十万、確定に増収となる見込である。口庫支出金の減額は
保育園の児童措置費、負担金が都負担金と組替られたものである。口庫補助金の関係では都
市計画の橋梁架設工事の補助金が八十万円増額され、当初のものに加え三百五十万円となる。
次は小学校児童に対する給食費の補助、これが三万五千四百円、公営住宅建設費補助
金は十五万八千五百二十一万八千四百円の二分の一で二百五十八万八千四百円である。

都支出金については、負担金の関係で学校の先生の給食費補助三十二万四千円、これは先生

の宿直中当代を町を通じて支払うようになったものである。補助金では補助道五号線の工費に対し二十七万円、公営住宅建設費補助金百三十四万円、これは基準額に対する四分の一のものである。都市計画路線の橋梁については七十五万円の補助がある。

寄附金においてはオミ小學校で映画教室を設置するため購入した映字機の指定寄附金と先程議決した松の湯前と牛久保の道路舗装工事の指定寄附金である。その他繰越金については百五十二万円、町営住宅十五戸分の建設に対する起債百万円を計上し合計一千四十四万円が追加更正され総額において七千五百二十三万七千九百七十円となる。

歳出については土木費において加美分校のこの踏切工事負担金の不足分が四百八十四円補助道五号線舗装工事が五十万円、側溝工事が四十万円計九十万円と松の湯前通りと牛久保前通りの舗装工事が合せて八十五万円である。次の施設費と補償金は五号線の敷地買収費である。

都市計画費においては橋梁架設工事の追加分で口庫補助八十万円、都補助七十五万円、町負担分三十万円と云う区分で計上されている。

教育費では先程説明の通り学校の先生の年当代が現物支給の形をとり都より聖費交付となり町予算に計上されて支出されることになる。

オミ小學校費においては更に先程指定寄附の議決された映字機購入費二十九万四千円が追加計上されている。

社会労働施設費では町営住宅建設費として八百三十五万円が計上されている。以上合せて一千四百四万円となり総額で七千五百二十三万七千九百九十円となる。宜しく町審議の上決定願いたい。

オミ番（中西虎巻）他の面で道路の補修関係について予算はあるか。現在悪化している道路はどうするか。

一町長（秋山誠一）過日の建設委員会において審議されたが、主要な箇所は横田基地より機械を借り町全般的な面は青年団の道路修理に依頼してやりたい。質のよい切込砂利を入れるようにする。予定は十月五日となっている。

一オミ番（渡井 明）横田基地に通ずる道路は非常に悪いが対策を建設委員長に伺いたい。

一建設委員長（瀬古清孝）責任を感じ歩き廻って心配しているが、駐留軍関係等車の量が多いため道路使用がはげしく砂利を入れても三日で沈んでしまう。町長としては考案が少い。あまりいいのはないかと思ふ。青年団の道路修理については解決しない。失礼も現状で

は手が廻らないし砂利屋から砂利の三十台や四十台買って入川てみても仕方がない。そこで私はオミ小學校の拡張予定敷地を早く解決してあそ砂利を運んだらよいと思う町当局ももっと積極的な意図をもつてやらうたい。

一オミ番(中西虎堂)青年団の道路修理でやる等とはあいまいである。建設委員長の云う通り通れなような実情がある。安易な考案では不可能である。明日にでも方針を立て、やつてもらうよう希望する。

一オミ番(田村祐一)該会が道路修理に重宝を置くことと云うことでやってみても賦課的な問題が解決しない限り不可能である。こいう見地から基地所在市町村に対する特別交付税等も考へられているがこれも期待出来ない。すべし該員も其々に賦課獲得のため研究をしてゆかなければならぬ。

そこで横田基地の周辺町村は友好的であるとう司令官の持もある。そこで基地の関係においてカーニバルの収益の協力も得るとか或は道路の悪いのはアメリカ関係の車が多い為なのでこした面よりの協力も得るとか新しき観より治路を見出すよう提唱する。

一該員(田村利一)他に意見はないか

一オミ番(山下幸三)オミ小學校敷地買収の点はこの位進んでいるか。

一助役(川窪金吉)このことについては先般関係地主耕作層地を該員教育委員が

集り敷地交渉の段階にはいったが創設地と自作地があり二人の地主よりは承諾を得られなかった他の四名よりは承諾は得たのであるが、農地解放の時の経緯もあり、その点から研究してゆかなければ二人の承諾も不可能で登記所等も調査し当時の状態をよく調べて尚交渉を進めてゆきたい。

一オミ番(山下幸三)オミ小學校の敷地買収のことは了解したしたので速やかに今後の交渉を進めらるよう希望する。そしてその砂利を敷くことにより道路問題も或程度解決するのではないかと懸念する。

一該員(田村利一)該会オミ七号につき異議の有無を向う
異議なしの声多数あり

一該員(田村利一)該会オミ七号は異議無きものと認め全会一致原案通り決定する旨を告げる。

田村オミ四 (該会オミ七号)町営住宅建設費起債について

一該員(田村利一)本件を上程する旨を告げる

一書記(上野重勝)

朗

読

一町長（秋山誠一）本件は先程説明の通り町営住宅の建設について百五十万の起債が許可されたので決議を得るものである。

一議長（田村利一）本件につき、要議の有無を伺う
要議なしの声多数あり

一議長（田村利一）議案オセ七号は要議なしのと認め全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程オ十五（議案オ七一）町営と畜場建設費起債について

一議長（田村利一）本件を提案する

一書記（上野重勝）期 読

一町長（秋山誠一）当初予算に起債見込額九百五十万を般会計繰入金百五十万計一千四百五十万として進めてきたがその後起債が八百五十万となったので百五十万不足する結果となった。

現在進行中の工事は附属建物等の入札を終り全体的にはつきりする次の議会に明細を報告したいと承けつて起債借等の関係で決議する必要があるので提案した。

一オニ番（渡井 明）懸案事項につき関係者一同の努力により八百五十万の起債を得たこと感謝

する

一議長（田村利一）議案オセ七号につき要議の有無を伺う

要議なしの声多し

一議長（田村利一）議案オセ七号は要議なしのと認め原案通り決定いたします。

日程オ十六（議案オニ号）契約締結同意書について

一議長（田村利一）本件を上げする旨を告げる。

一書記（上野重勝）期 読

一町長（秋山誠一）本件はと畜場オニ期工事であって本日午前中入札も実施したもので諸員金額は二百五十万五千円、田村建設工業株式会社と契約したオニ期工事に進めてゆきたいので承認を載うたい。

一オニ番（田村祐一）オニ期工事ごとと畜場は完成するの、又工期はどうなっているか伺いたい。

一町長（秋山誠一）また水道工事が残っている。又オニ期工事の工期は六十日間である。

一オニ番（田村祐一）と畜場の操業開始は何時頃になるか。

一町長（秋山誠一）コンクリート工事が完成しても、或程度日数も置かないと回まらないので

開始の時期は十二月一日を予定している。この工事が終ると直ぐ許可手続をいたしたい。

二〇三番（高橋彦一）今度の場合は工期の延期や、その工期のときのように工事の一時中止も
云うようなことはなにか

一町長（秋山誠一）充分注意し念には念を入れ、てそのようなことのないようにしたい

一議長（田村利一）議案オセニ号につき、異議の有無を向う

異議なしの声多数あり

一議長（田村利一）議案オセニ号は異議ないものと認め原案通り決定いたします

日程オ十七（議案オセニ号）町道路線の二部変更について

一議長（田村利一）本件を上程いたします

一書記（上野重勝）朗読

一町長（秋山誠一）このことについては、議会で提案する予定でありましたが、総務、建設

の両委員会が検討する余地があったので保留されていたが、先日両委員会が審議の

結果決定したもので、本日議決したい

一議長（田村利一）議案オセニ号について異議の有無を向う

異議なしの声多数あり

一議長（田村利一）議案オセニ号は異議ないものと認め原案通り決定いたします

一議長（田村利一）休憩も告げ、開議時間午後六時三十分迄とする

休憩 四時十分入時

オ三三番（大久保一郎）退場

一議長（田村利一）再開する旨を告げる

一議長（田村利一）先程後刻審議することになった日程オ十（議案オ八四号）福生町

都市計画審議会条例の制定についてを再上程する

一議長（田村利一）先程協談会で審議されたが異議ないか

異議なしの声多数

一議長（田村利一）議案オ八四号は異議ないものと認め原案通り決定する旨を告げる

一議長（田村利一）日程を變更し都市計画委員の選任をいたしたいが異議ないか

異議なしの声多数

日程オ十八 福生町都市計画審議会委員（議会選出）の選任について

一議長（田村利一）日程變更は異議ないものと認め本件を上程する

一議長（田村利一）本員選出の方法は、能川、福生、本町、各ブロックより三名宛選出し、それ

正副議長も知えたものとよい